



第2弾 つがる市脱炭素推進 家電等買換えキャンペーン

つがる市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援を目的に国が交付する重点支援地方交付金を活用し、第2弾つがる市脱炭素推進家電等買換えキャンペーンを実施します。当キャンペーンでは省エネ性能の高いエアコン・給湯器の買換え費用の一部を助成して市民生活を応援するとともに、一般家庭でのCO2排出削減を通じ、本市のゼロカーボンシティを推進します。

補助対象家電等

※自宅に【設置済みの家電等を買換えるため、市内の販売店など市内業者から購入した新品】で、【最新の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコン、給湯器(レンタル・リースは不可)】

①エアコン

石油温水機器

②給湯器

電気給湯器

ガス給湯器

石油給湯器

省エネ性能
★★★★☆ 3.0
エネルギー消費効率
100% 90.1%
46,200円

・「統一省エネラベル」最新の目標年度の省エネ基準達成率が100%以上のエアコン・給湯器の買換え。
・既存家電の買換えではなく、新たな設置のみの場合は、補助金の該当になりません。

予定補助金額等

※先着順。予定補助金額に達し次第終了。

予定補助金総額	補助対象経費／補助金額
3,500千円	①エアコン本体購入費等の1/3 【最大5万円】
	②給湯器本体購入費等の1/3 【最大10万円】

- ・補助金は千円未満切り捨てとなります。
- ・本体購入費等には設置、配送、消費税及び地方消費税の額を含みます。
- ・家電リサイクル料金(リサイクル費及びリサイクル運搬費)は補助対象経費には含みません。

補助対象者

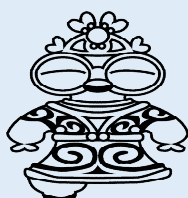
申請日において、つがる市内に住所を有する方で、市税等に滞納がない方
※令和8年度の第1弾買換えキャンペーンをご利用の本人および同一世帯の方は、
同品目の買換えにあたっては本キャンペーンの補助対象外となります。

申請期間/方法

- ・交付申請受付開始日： 令和8年7月10日
- ・補助対象期間： **令和8年4月1日以降に購入し令和8年12月31日までに設置を完了するもの**
- ・申請方法： 郵送及び持参(所定の申請書等は市役所担当課窓口及び市ホームページに配置・掲載しております)。

※必要書類については、裏面をご覧ください。その他、ご不明等ございましたら、以下のお問い合わせ先へご連絡ください。

お問合せ： つがる市総務部 エネルギー政策課
〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1
TEL:0173-42-2111 (平日8:30~17:00)



▶提出書類一覧

No	提出書類	備考	様式
1	脱炭素推進エコ補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)	・記入例を参考に記載してください	エネルギー政策課 窓口またはホームページ
2	費用の支払が確認できる書類(領収書、明細書等)	・ <u>支払い額</u> 及び <u>内訳</u> が確認できるもの	申請者が用意
3	補助対象家電等の仕様(省CO2を証明する書類)がわかる書類(カタログ、パンフレット等)	・省エネ法に基づく最新の省エネルギー達成率が100%以上かどうかを確認できるもの	申請者が用意
4	保証書の写し	・購入した製品の保証書の品番、購入日等が確認できるもの	申請者が用意
5	買換え前の家電等及び買換え後の補助対象家電等の設置状況が確認できる写真	・買換えたことを証明するための、 <u>買換え前</u> と <u>買換え後</u> の状況写真	申請者が用意
6	家電リサイクル料金が発生する場合にあっては、当該家電リサイクル料金の支払を証する書類	・家電リサイクル料金支払いを証明する家電リサイクル券の写し ※給湯器の場合は不要	申請者が用意
7	振込先の金融機関の通帳の写し(銀行名、支店名、口座名義〈カナ〉及び口座番号が確認できるもの)	・申請者本人の振込口座の写し ※通帳の見開きの写し	申請者が用意
・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (申請書類を確認し、必要に応じて提出を求める場合があります)			
例	物品撤去証明書	・買換え前の写真をお持ちでない場合 ※ <u>一部内容にご購入店での記入・押印が必要。</u>	エネルギー政策課 窓口またはホームページ